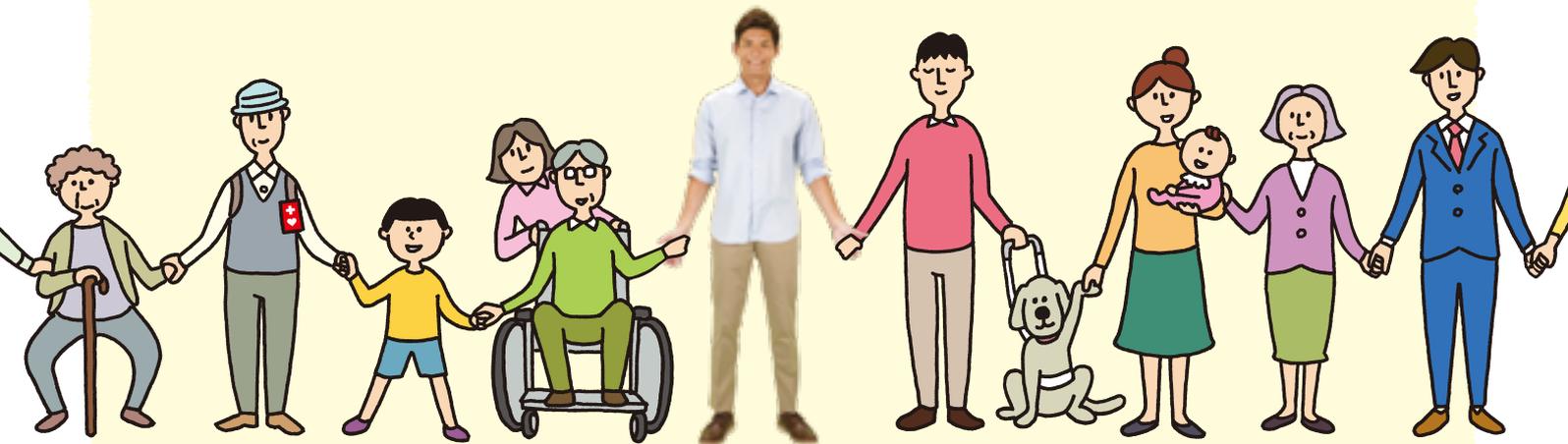


みんなで支え合い、つながり合う

# ともに生きる TOKYO

障 害 者 差 別 解 消 法 Q & A

ともに話し、ともに学び、ともに働き、  
ともに暮らし、ともに生きる。



## 障害者差別解消法って？

.....  
障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合い、  
交流し、支え合いながら、ともに生きる社会、誰もが安心して  
暮らせる社会を目指す法律です。

(正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。)



東京都福祉保健局





## 障害者差別解消法で 対象となる人は？ 分野は？

### 1 対象となる「障害者」とは？

障害者手帳を持っている人だけではなく、障害や社会的障壁によって日常生活や社会生活に相当な制限を受けているすべての人を対象にしています（障害児も含まれます。）。

身体障害の  
ある人

知的障害の  
ある人

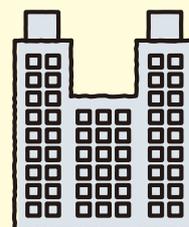
精神障害のある人  
(発達障害の  
ある人も含む)

難病などにより、  
心や身体のはたらきに  
障害のある人

### 2 対応が求められるのは？

#### ・行政機関など

国の府省庁や独立行政法人、都道府県や区市町村といった地方公共団体（地方公営企業を除く）、地方独立行政法人のことをいいます。



#### ・民間事業者

会社やお店など、同じサービスなどを繰り返し行う人たちをさします。個人事業者や非営利のボランティア活動をするグループなども入ります（地方公営企業を含みます。）。



### 3 対象となる分野は？

障害のある人の日常生活や社会生活全般に係る幅広い分野が対象です（障害者雇用に係る分野については、「障害者雇用促進法」が適用されます。）。

※一般の人が個人的に障害者と接するような場合や、個人の思想、言論などは対象にしません。

障害者差別解消法は、「障害のある人が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、様々な社会的障壁と相対することによって生ずるもの」とする『社会モデル』の考え方に基づいています。なお、社会的障壁とは、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

【社会的障壁の例】 ○通行や利用がしにくい施設、設備など ○利用しにくい制度  
○障害のある人の存在を意識していない慣習や文化など  
○障害のある人への偏見など





## 私たち都民や行政機関、民間事業者に期待されていることは？

共生社会の実現に向けて、都民の皆さんには、障害を理由とする差別の解消に寄与するよう努めることが求められています。

### 都民の皆さんに期待されていること

- 1 障害者差別解消法の目的と内容を理解し、
- 2 それぞれの立場で自発的に取り組む。
- 3 そうした理解と協力の下、障害を理由とする差別の解消を推進する。

僕はスポーツを通じて、  
支え合うことの大切さを学びました。  
その第一歩は、相手を知ること。  
僕たちの近くにも  
障害のある人がいることに気づき、  
この法律を学んで実践していきましょう！



また、行政機関などには「対応要領」、民間事業者には「対応指針」に従った対応や取組が求められます。

#### 対応要領

国や都道府県、区市町村などの行政機関で働く人が適切に対応するために、それぞれの役所が作ることとされている要領。  
[東京都も職員対応要領を作成しています。](#)

#### 対応指針

会社やお店などの事業者が適切に対応できるように、事業を所管する国の行政機関が作ることとされているガイドライン。[事業者には、この対応指針を参考にして、自主的な取組が期待されています。](#)

※事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待できない場合などには、国や地方公共団体などの行政機関に報告を求められたり、注意をされることがあります。





## この法律で定められていることは？

障害者差別解消法では、行政機関などや民間事業者に対し、「不当な差別的取扱いの禁止」と、「合理的配慮の提供」を求めています。

### 不当な差別的取扱いの禁止

この法律は行政機関などや民間事業者は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供の場所や時間帯を制限したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止しています。

#### ※ 正当な理由の判断の視点

- 客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。
- 障害者、民間事業者、第三者の権利利益の保護などの観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する。(例:安全の確保、財産の保全、事務又は事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止など)

### 合理的配慮の提供

障害のある人から行政機関などや民間事業者に対して、「社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要」という意思が伝えられた時<sup>\*1</sup>に、双方の建設的対話により<sup>\*2</sup>負担が重すぎない範囲<sup>\*3</sup>で必要かつ合理的な対応をすること(事業者については対応に努めること)を求めています。

#### ※1 障害のある人が意思を伝える手段

言語(手話を含む)、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りのサインによる合図、触覚など。通訳や障害のある人の家族、支援者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより、本人の意思が伝えられることも含まれます。

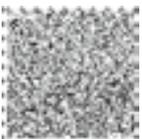


#### ※2 建設的対話について

合理的配慮の方法は、一つではありません。申出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いの情報や意見を伝え合い、建設的な対話に努めることで、代替となる手段を見つけていくことが大切です。

#### ※3 過重な負担の考慮事項

- ①事務・事業への影響の程度
- ②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的制約など)
- ③費用の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財務状況



	障害を理由とする不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者 ※個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含む	禁止	努力義務



## 具体的に禁止されることは？ 求められることは？

以下の事例を参考にして、状況や障害のある人の障害の程度などに応じた配慮や対応をお願いします。

### 行政

#### ／ 不当な差別的取扱い ／



障害があることを理由に、  
窓口での対応を拒否したり  
後回しにする。

#### ／ 合理的配慮 ／



障害による様々な理由により、  
順番を待つことが難しい障害の  
ある人には、他の人の了解を得て、  
手続き順を先にする。

### 学校など

#### ／ 不当な差別的取扱い ／



障害があることを  
理由に、学校の受験や  
入学を拒否する。

#### ／ 合理的配慮 ／

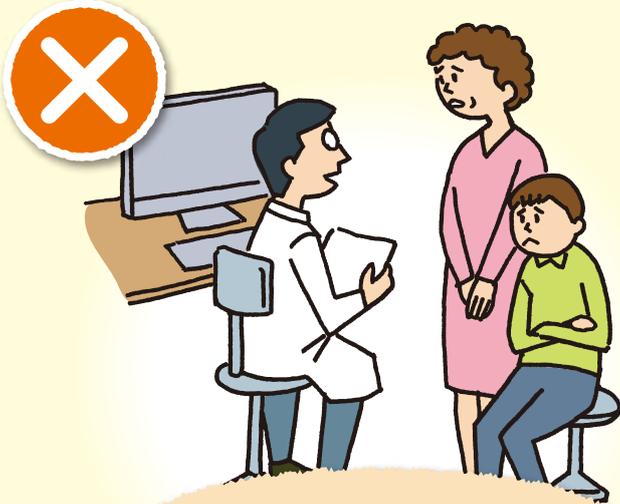


意思を伝え合うために、  
筆談や読み上げ、手話、  
タブレット端末などを  
用いる。



## 病院・福祉施設など

### 不当な差別的取扱い



障害のある本人を無視して、  
介助者や支援者、付き添いの  
人だけに話しかける。

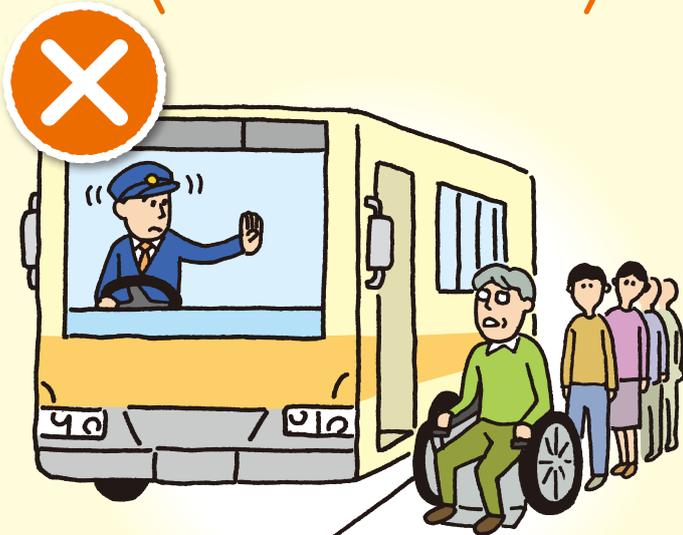
### 合理的配慮



施設内の放送を  
文字化したり、電光表示板で  
表示したりする。

## 交通（鉄道・バス・タクシーなど）

### 不当な差別的取扱い



車いす使用者である  
ことを理由に  
バス利用を断る。

### 合理的配慮



タクシーへの乗降を補助し、  
車いすなどの大きな荷物を  
トランクへ収納する。



## 小売店・飲食店など

### 不当な差別的取扱い



盲導犬や聴導犬が一緒だと入店を拒否する。

### 合理的配慮



障害のある人が困っていると思われる時は、まず声をかけ、手助いの必要性を確かめてから対応する。

## 不動産仲介など

### 不当な差別的取扱い



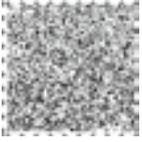
障害者向けの物件はないと言って対応しない。

### 合理的配慮



障害のある人の求めに応じて、バリアフリーの物件があるかどうかを確認する。





## 障害のある人の雇用について 事業者が配慮すべきことは？

事業主の、障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務を規定した、「改正障害者雇用促進法」が、平成28年4月から施行されています。

### 改正ポイント

#### ① 雇用の分野での障害者差別の禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などのあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別が禁止されます。

#### ② 雇用の分野での合理的配慮の提供義務

事業主は障害者とよく話し合った上で、負担が重すぎない範囲で合理的配慮を提供する必要があります。

#### ③ 相談体制の整備の義務付け、苦情処理・紛争解決援助の努力義務

自主的解決が図れない場合は、東京労働局長による助言、指導又は勧告などが行われます。

#### 【差別の具体例】

- 身体障害、知的障害、精神障害、車いすの使用、人工呼吸器の使用などを理由として採用を拒否する。
- 障害のあることを理由として、賃金を引き下げる、低い賃金を設定する、昇給をさせない、研修・現場実習を受けさせない、食堂や休憩室の利用を認めない。

#### 【合理的配慮の具体例】

- 試験などで拡大読書器を利用できるようにする。
- 試験の回答時間を延長すること、回答方法を工夫すること。
- 文字だけでなく口頭での説明を行う、分かりやすい文書・絵図を用いて説明する、筆談ができるようにする。
- 手話通訳者や要約筆記者を配置・派遣する、雇用主との間で調整する相談員を置く。
- 通勤時のラッシュを避けるために勤務時間を変更する。



詳しくは、厚生労働省のホームページを参照してください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha\\_h25/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html)

- 障害のある人の雇用についてのご相談は、東京労働局職業安定部職業対策課(TEL:03-3512-1664)へ。





## それぞれの障害の特性は？

### 視覚障害

何らかの原因で視覚に障害があることにより、全く見えない場合と見えづらい場合とがあります。見えづらさは、「細部がよく分からない」「光がまぶしい」「暗いところでは見えにくい」「見える範囲が狭い」「特定の色が分かりにくい」など様々です。



物が半分しか見えない



望遠鏡を通して見るようにしか見えない

### 聴覚・言語障害

聴覚障害のある人は聞こえない、聞こえにくいだけでなく、言語習得前(幼少時)に失聴した人の中には、文書の読み書きがうまくできない人や発音が不明瞭な人がいます。言語障害には言葉の理解や表現が困難な言語機能の障害と、発音や発声がうまくできない音声機能の障害があります。

### 盲ろう

視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚障害のある人が失聴した場合とその逆の場合、生まれつき両方に障害がある場合では、コミュニケーション方法が異なります。

### 肢体不自由

病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部または全部に障害があるために、立つ、座る、歩く、食事、着替え、物の持ち運び、字を書くなど、日常生活上の動作が不自由です。不自由さの内容や程度は人により異なります。

### 内部障害

心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝機能、HIVによる免疫機能のいずれかの障害により日常生活に支障があります。疲れやすく、長時間の立位、負荷を伴う歩行や作業が困難な場合があります。



### 知的障害

物事を考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したりすることやとっさの判断をすることなどが難しく、日常の生活や社会的な活動に参加することなどに何らかの支援が必要です。ただし、障害の表れ方にはかなり個人差があります。



## 精神障害

統合失調症や気分障害(躁うつ病)などの精神疾患では、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、軽くなっていきます。精神疾患というだけで誤解や偏見、差別の対象となりやすく、社会参加が妨げられがちです。



## 発達障害

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)など、脳の機能障害によっておこる障害で、他人とのコミュニケーションなどが苦手で、言動などが誤解されることもあります。知的な遅れを伴うこともあります。



## 高次 脳機能障害

交通事故や脳血管障害などの病気により、脳がダメージを受けることによって、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が生じる場合があります。身体的には障害が残らないことも多く、外見では分かりにくいなど、人によって必要な配慮も大きく異なります。



## 難病

難病には、多種多様な疾患があり、重篤で全面的な介助が必要な人から、ほとんど問題なく日常生活を送っている人まで様々です。障害が固定せず、進行・変動することがある、外見では分かりにくいなど、人によって必要な配慮も大きく異なります。

障害の特性に配慮して、  
適切な対応を心がけよう!





## 他に知っておきたいことって、ある？

### ハートシティ東京(東京都福祉保健局障害者施策推進部)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tokyoheart/>

東京都が発信している障害者理解促進のための特設サイト。障害別の知ってほしいこと、困ったことやサポートの事例、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の紹介ページなど、心のバリアフリーを広げることを目的とした情報を発信しています。



### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、知的障害のある人などが、外見からは分からなくても、援助や配慮を必要としていることを、周囲の人に知らせることができるマーク。ヘルプマークを身に着けた人を見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。



- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- 駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。



### ヘルプカード

障害のある人が普段から身に付けておくことで、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするカード。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されています。記載内容に沿った支援をお願いします。



# 障害者差別の解消に向けた 東京都のその他の取組

## 東京都障害者差別解消法ハンドブック ～みんなで支え合い、つながる社会をめざして～



都内の自治体職員や、民間事業者の従業者が、日々の活動の中で配慮すべきことや対応の具体例、様々な障害の特性について分かりやすく説明しています。

このハンドブックのデータは、東京都福祉保健局のホームページに掲載しております。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai\\_shisaku/sabekai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html)

## 東京都障害者差別解消支援地域協議会

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進するため、関係者が話し合う場をつくり、対応した相談事例の共有や、普及啓発・研修などについて協議を行います。

## 相談窓口

都や区市町村の職員や事業において、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあれば、東京都福祉保健局のホームページに掲載されている各担当窓口までご相談ください。

東京都 差別解消法 検索

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai\\_shisaku/sabekai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/sabekai.html)

障害者差別解消法の内容や運用については、以下にお問い合わせください。

東京都障害者権利擁護センター

**TEL:03-5320-4223 FAX:03-5388-1413**

(対応時間:平日午前9時から午後5時まで)



このパンフレットの内容についてのお問い合わせ先  
東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
TEL:03-5320-4559(ダイヤルイン)  
FAX:03-5388-1413

